

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 3 回理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 評議員会への提案について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び当財団定款第 20 条の規定に基づき、以下の通り評議員会に提案し、当財団の評議員全員の同意を求めること。

【評議員会への提案内容】

(第 1 号議案) 定款の変更及び評議員会運営規程の改正について

(第 2 号議案) 会計監査人の選任について

第 2 号議案 監査室設置規程の改正について

会計監査人の設置による定款の変更に伴い、監査室設置規程の改正を行うこと。
なお、定款の変更は評議員会決議事項であるため、当該規程の改正については、定款の変更が評議員会で承認されることを改正の条件とする。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

尾縣 貢

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 5 年 9 月 8 日 (金)

4. 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(1) 監事監査規程の改正について

会計監査人の設置による定款の変更に伴い、監事全員の合意により、監事監査規程の改正を行う。なお、定款の変更は評議員会決議事項であるため、当該規程の改正については、定款の変更が評議員会で承認されることを改正の条件とする。

5. 理事会への報告を要しないものとされた日

令和 5 年 9 月 4 日 (月)

6. 議事録の作成に係る職務を行った理事

尾縣 貢

令和 5 年 9 月 4 日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき令和 5 年 9 月 8 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び当財団定款第 36 条の規定に基づく決議の省略の方法に

より、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、同じく令和5年9月4日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会に報告すべき事項について通知を行ったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条及び当財団定款第37条の規定に基づく報告の省略の方法により、当該事項は理事会への報告を要しないものとされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項及び理事会への報告を要しないものとされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和5年9月8日

一般財団法人東京2025世界陸上財団